

交付税の額、都の全区域を道府県とみなして同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額から同条の規定により算定した地方揮発油譲与税・石油ガス譲与税・森林環境譲与税・自動車重量譲与税及び航空機燃料譲与税の収入見込額（以下イ及び次号において「特定収入見込額」という。）を控除した額の七十五分の百に相当する額並びに特定収入見込額の合算額

口 特別区の存する区域を市町村とみなして地方交付税法第十四条の規定により算定した地方税法（昭和二十一年法律第二百二十六号）第五条第二項各号に掲げる税のうち同法第七百三十四条第一項及び第二項第二号の規定により都が課する税（以下ロにおいて「調整税」という。）並びに同法第七百三十五条第一項の規定により都が課する同法第五条第五項の税の収入見込額から調整税に係る当該収入見込額に地方自治法第二百八十二条第二項に規定する条例で定める割合を乗じて得た額を控除した額の七十五分の百に相当する額、特別区の存する区域を市町村とみなして地方交付税法第十四条の規定により算定した特別とん譲与税の収入見込額を控除した額の七十五分の百に相当する額及び特定収入見込額の合算額

二 道府県 地方交付税法第十条の規定により算定した普通交付税の額 同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額から特定収入見込額を控除した額の七十五分の百に相当する額及び特定収入見込額の合算額

三 指定都市 地方交付税法第十条の規定により算定した普通交付税の額、同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額から同条の規定により算定した特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税及び森林環境譲与税の収入見込額（以下この号において「特定収入見込額」という。）を控除した額の七十五分の百に相当する額並びに特定収入見込額の合算額

四 市町村（指定都市を除く。） 地方交付税法第十条の規定により算定した普通交付税の額、同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額から同条の規定により算定した特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税及び森林環境譲与税の収入見込額（以下この号において「特定収入見込額」という。）を控除した額の七十五分の百に相当する額並びに特定収入見込額の合算額

別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、地方揮発油譲与税及び森林環境譲与税の収入見込額（以下この号において「特定収入見込額」という）を控除した額の七十五分の百に相当する額並びに特定収入見込額の合算額

五 特別区 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百十条の十二第一項及び第二項の規定により算定した普通交付金の額、これららの規定により算定した基準財政収入額からこれらの規定により算定した自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、地方揮発油譲与税及び森林環境譲与税の収入見込額（以下この号において「特定収入見込額」という。）を控除した額の八十五分の百に相当する額並びに特定収入見込額の合算額（実質赤字額の算定に用いる歳入及び歳出の算定方法）

第十四条 法第五条の三第四項第二号に規定する政令で定めるところにより算定した歳入又は歳出は、一般会計及び特別会計のうち次に掲げるもの以外のものに係る歳入又は歳出で、これららの一般会計及び特別会計相互間の重複額を控除了した純計によるものとする。

一 法適用企業（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十一号）第二条の規定により同法の規定の全部又は一部を適用する公営企業をいう。以下同じ。）に係る特別会計

二 法非適用企業（第四十六条各号に掲げる事業を行ふ公営企業のうち、法適用企業以外のものをいう。以下同じ。）に係る特別会計

三 前二号に掲げるもののほか、国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業、農業共済事業その他事業の実施に伴う収入をもつて当該事業に要する費用を賄うべきものとして総務省令で定める事業に係る特別会計（起債に協議を要する法適用企業の判定のための資金の不足額の算定方法等）

第十五条 法第五条の三第五項第一号の政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額は、第一号及び第二号に掲げる額の合算額が第三号に掲げる額を超える場合において、その超える額とする。

一 当該年度の前年度の末日における地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第十五条第二項の流動負債（以下この号及び次号において「流動負債」という。）の額から次に掲げる額の合算額を控除した額

イ 建設改良費等（公営企業の建設又は改良に要する経費及び当該経費に準ずる経費として、総務省令で定める経費をいう。以下この号、次号及び次条第一項第三号において同じ。）の財源に充てるために起こした地方債のうち、当該年度の前年度の末日において、流動負債として整理されているものの額

ロ 建設改良費等の財源に充てるためにした他の会計からの長期借入金のうち、当該年度の前年度の末日において、流動負債として整理されているものの額

ハ 当該年度の前年度の末日における一時借入金又は未払金で建設改良費等に係るものうち、その支払に充てるため当該年度において地方債を起こすこととしているもの又は他の会計からの長期借入金をすることとしているものの額

二 当該年度の前年度の末日における建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高から当該地方債のうち同日において流動負債として整理されているものの現在高を控除した額

三 当該年度の前年度の末日における地方公営企業法施行令第十四条の流動資産の額から当該年度の前年度において執行すべき事業に係る支出予算の額のうち当該年度に繰り越した事業の財源に充当することができる特定の収入で当該年度の前年度において収入された部分に相当する額を控除した額

法第五条の三第五項第一号の政令で定めるところにより算定した額は、零とする。

（起債に協議を要する法非適用企業の判定のための資金の不足額の算定方法等）

第十六条 法第五条の三第五項第二号の政令で定めるところにより算定した当該年度の前年度の資金の不足額は、次に掲げる額の合算額とする。

一 当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため当該年度の歳入を繰り上げてこれに充てた額

二 実質上当該年度の前年度の歳入が歳出に不足するため、当該年度の前年度に支払うべき債務でその支払を当該年度に繰り延べた額及び当該年度の前年度に執行すべき事業に係る歳出に係る予算の額で当該年度に繰り越した額の合算額から、これらの支払又は事業の財

源に充当することができる特定の歳入で当該年度の前年度に収入されなかつた部分に相当する額を控除した額

三 当該年度の前年度の末日における建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高

法第五条の三第五項第二号の政令で定めるところにより算定した額は、零とする。

(地方債の届出の相手方等)

第十七条 法第五条の三第六項の規定による届出は、第二条第一項第一号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣に、同項第二号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事にするものとする。

2 法第五条の三第六項の規定による届出をしようとする地方公共団体は、事業区分ごとに次条に規定する事項を記載した届出書を作成し、総務大臣又は都道府県知事の定める期間内に、これを提出しなければならない。

3 都道府県知事は、法第五条の三第六項の規定による届出を受けたときは、当該届出を取りまとめ、総務大臣の定める期間内に、総務大臣に報告しなければならない。

4 総務大臣は、法第五条の三第六項の規定による届出又は前項の規定による報告を受けたときは、当該届出又は報告に係る地方債の限度額及び資金を財務大臣に通知するものとする。ただし、当該届出又は報告に係る地方債が総務省令・財務省令で定める要件に該当する場合については、この限りでない。

(地方債の届出において明らかにすべき事項) 第十八条 法第五条の三第六項に規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 起債対象事業に要する経費の総額

二 起債対象事業に要する経費に充てる財源の内訳

三 地方債の資金の借入先

四 当該届出に係る地方公共団体が当該年度において起こす地方債の予定額の総額

五 当該届出に係る地方公共団体の決算の状況

六 その他参考となるべき事項

(公的資金の種類)

第十八条の二 法第五条の三第七項に規定する政令で定める公的資金は、次に掲げる資金とする。

一 財政融資資金

二 地方公共団体金融機構の資金

三 前二号に掲げるもののほか、国、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）又は特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。）が、法令の規定に基づき、特定の事業を行う地方公共団体に対して貸し付ける資金（議会への事後報告で足りる場合）

第十九条 法第五条の三第九項ただし書に規定する政令で定める場合は、地方公共団体の議会が成立しない場合又は地方自治法第二百十三条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないときとする。

（地方債計画等）

第二十条 法第五条の三第十項に規定する政令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 法第五条の三第十項に規定する地方債における起債の目的となる事業の内容を参考して

総務大臣が定める区分ごとの予定額の総額

二 法第五条の三第十項に規定する地方債における地方債の償還の財源を参考して総務大臣

が定める区分ごとの予定額の総額

三 法第五条の三第十項に規定する地方債における地方債の資金に応じて総務大臣が定める

区分ごとの予定額の総額

総務大臣は、法第五条の三第十項において「同意等基準」という。）を定めようとするときは、その基本的事項について、あらかじめ、財務大臣に協議するものと

する。

総務大臣は、法第五条の三第十項に規定する書類（次項において「地方債計画」という。）を作成しようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。

総務大臣は、毎年度、地方債充当率（地方公

共団体が事業を行うに当たり、当該事業に係る経費のうち、地方債をもつてその財源とする部分の割合の上限となるべき率をいう。）を定め、

同意等基準と併せてこれを公表するものとす

る。（地方債の許可手続）

第二十一条 法第五条の四第一項、第三項又は第四項の規定により、地方公共団体が地方債を起

付ける資金（起債許可団体の指定の手続）

第二十二条 総務大臣は、法第五条の四第一項第

四号から第六号までの規定による指定に関し必

要があると認めるときは、地方公共団体の長に

対し、地方公共団体の財務に関係のある資料そ

の他の資料の提出を求めることができる。

（他の資料の提出を求める）

第二十三条 法第五条の四第一項第二号に規定す

る（起債許可団体の指定の手続）

第二十四条 総務大臣は、法第五条の四第一項第

四号から第六号までの規定による指定に関し必

要があると認めるときは、地方公共団体の長に

対し、地方公共団体の財務に関係のある資料そ

の他の資料の提出を求める）

（他の資料の提出を求める）

第二十五条 前条第一項及び第三項の規定は、法

第五条の四第二項の規定による解除について準

用する。

（起債に許可を要する法適用企業の判定のための資金の不足額の算定方法等）

第二十六条 法第五条の四第三項第一号の政令で

定めるところにより算定した額は、第

十三条各号に掲げる地方公共団体の区分に応

じ、当該年度の前年度について、当該各号に定

めるところにより算定した額（以下この項にお

いて「標準財政規模の額」という。）に四十分

の一を乗じて得た額とする。ただし、地方公共

団体の標準財政規模の額が、五百億円未満二百

億円以上の場合には、五百億円未満一百二十

分の一を乗じて得た額とし、五百億円未満五十億円以上の場合は、五百億円未満三十億円の

一分の一を乗じて得た額とする。

（起債許可団体の指定のための実質公債費比率の数値）

第二十七条 法第五条の四第一項第二号に規定す

る（起債許可団体の指定の手続）

第二十八条 法第五条の四第五項に規定する許

可を受ける（起債許可団体の区分ごとに申請書を作成し、都知事の定める期間内に、これ

を提出しなければならない）

第二十九条 地方公共団体の組合についての法第

五条の三の規定の適用については、同条第三項

に規定する協議不要対象団体（この項の規定に

より同条第三項に規定する協議不要対象団体と

みなされる地方公共団体の組合を含む。）のみ

が加入する地方公共団体の組合を同項に規定す

る協議不要対象団体とみなす。

第三十条 地方公共団体の組合についての法第五

条の規定の適用については、同条第一項第一号に

規定する地方公共団体（この項の規定により同

号に規定する地方公共団体とみなされる地方公

共団体の組合を含む。）が加入する地方公共団

体の組合を同号に規定する地方公共団体と、同

条第一項第二号に規定する地方公共団体（この

項の規定により同号に規定する地方公共団体と

みなされる地方公共団体の組合を含む。）が加

入する地方公共団体の組合を同号に規定する地

方公共団体とみなす。

（決算未提出期間における起債の協議等につい

に提出されるまでの間における法第五条の三第三項及び第五条の四第一項の規定並びに第二二

第十五条规定により読み替えられた第十五条第一項

十八条第一項の申請書の様式は、総務省令で定める。

(地方債証券の応募額がその総額に達しない場合の特則)

十八条第一項の申請書の様式は、総務省令で定める。

(地方債証券の応募額がその総額に達しない場合の特則)

<p>(経過措置)</p> <p>第三十二条の二 地方公営企業法第二条の規定により同法の規定の全部又は一部を適用する公営企業に係る会計処理の基準が同法の規定に基づく命令の制定又は改廃により変更された場合においては、第十五条及び第二十六条の規定の適用について、総務省令で、その変更に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。</p> <p>(募集の方法による地方債証券の発行)</p> <p>第三十三条 地方公共団体は、募集の方法によつて地方債証券を発行する場合においては、地方債証券申込証を作成し、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。</p>
<p>二 地方債証券の総額</p> <p>三 地方債証券の発行の目的</p> <p>四 地方債証券の券面金額</p> <p>五 地方債証券の申込期日及び払込期日</p> <p>六 地方債の利率</p> <p>七 地方債の償還の方法及び期限</p> <p>八 利息支払の方法及び期限</p> <p>九 地方債証券の発行の価額</p> <p>十 地方債証券を記名式又は無記名式に限つたときは、その旨</p> <p>十一 地方債証券の募集又は管理の委託を受けた会社があるときは、その商号</p> <p>十二 地方債証券の応募額が総額に達しない場合において、その残額を引き受けることを契約した者があるときは、その旨</p> <p>十三 法第五条の七の規定による地方債であるときは、その実事及び各地方公共団体の負担部分</p> <p>十四 名義書換代理人を置いたときは、その氏名及び住所並びに営業所</p> <p>(地方債証券の引受けの場合の特則)</p> <p>第三十四条 前条の規定は、契約により地方債証券の総額を引き受ける者がある場合においては、適用しない。地方債証券の募集の委託を受けた会社が自ら地方債証券の一部を引き受ける場合において、その一部についても、同様とする。</p>
<p>2</p> <p>二 地方債証券の売出しの方法による地方債証券の発行)</p> <p>第三十七条 地方公共団体は、売出しの方法によつて地方債証券を発行する場合においては、次に掲げる事項を公告しなければならない。</p> <p>一 第三十三条第一項第一号から第四号まで、第六号から第八号まで、第十号、第十三号及び第十四号に掲げる事項</p> <p>2</p> <p>(売出しの方法による地方債証券の発行)</p> <p>第三十八条 売出期間内に売り上げた地方債証券の総額が前条の規定により公告した地方債証券の総額に達しない場合には、その売上総額をもつて当該地方債証券の総額とする。</p> <p>(振替地方債への準用等)</p> <p>第三十九条 第三十三条から第二百五条まで、第三十六条第一項、第三十七条及び前条の規定は、社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)の規定の適用がある地方債(以下この条、次条及び第四十三条第二項において「振替地方債」という。)を起す場合について準用する。この場合において、第三十条第一項第四号中「券面金額」とあるのは「金額」と、同項第十号中「地方債証券を記名式又は無記名式に限つたときは、その旨」とあるのは「社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用がある旨」と、同条第二項中「数」と</p>

次に掲げる措置及びこれに伴う歳入又は歳出の増減額

- (2) (1) 岁入の増加を図るための措置

事務及び事業の見直し、組織の合理化

その他の歳出の削減を図るための措置

二 公営企業に要する経費の財源に充てるため

に起こした地方債の繰上償還を行おうとする

場合 当該公営企業に係る次に掲げる事項

イ 公営企業の経営の健全化の基本方針

ロ 次に掲げる措置及びこれに伴う収入又は

支出の増減額

(1) 収入の増加を図るための措置

(2) 事務及び事業の見直し、組織の合理化

その他の支出の削減を図るための措置

ハ 公営企業の経営の状況を示す数値として

総務省令・財務省令で定める数値の見通し

ニ イからハまでに掲げるもののほか、総務

省令・財務省令で定める事項

二 公営企業に要する経費の財源に充てるため

に起こした地方債の繰上償還を行おうとする

場合 当該公営企業に係る次に掲げる事項

イ 公営企業の経営の健全化の基本方針

ロ 次に掲げる措置及びこれに伴う収入又は

支出の増減額

(1) 収入の増加を図るための措置

(2) 事務及び事業の見直し、組織の合理化

その他の支出の削減を図るための措置

ハ 公営企業の経営の状況を示す数値として

総務省令・財務省令で定める数値の見通し

ニ イからハまでに掲げるもののほか、総務

省令・財務省令で定める事項

法第三十三条の九第一項に規定する行政の簡素化及び効率化に関する政令で定める事項を定めた計画（次項及び次条において「行政の簡素化等に関する計画」という。）の計画期間は、五年間とする。

法第三十三条の九第一項の規定による繰上償還の申出を行う地方公共団体が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第四条第一項に規定する財政健全化計画又は同法第八条第一項に規定する財政再生計画を定めている場合にはこれらの計画を第一項第一号及び第二号に定める事項を定めた行政の簡素化等に関する計画と、同法第二十三条第一項に規定する経営健全化計画を定めている場合には当該計画を第一項第二号に定める事項を定めた行政の簡素化等に関する計画と、それぞれみなして、法第三十三条の九第一項の規定を適用する。

（旧資金運用部資金等の繰上償還に係る手続）

第七条 法第三十三条の九第一項の規定による繰上償還の申出及び行政の簡素化等に関する計画の提出は、総務大臣及び財務大臣に対して行うものとする。

3 総務大臣及び財務大臣は、地方公共団体が提出された行政の簡素化等に関する計画の内容が当該地方公共団体の行財政改革に相当程度資するものであり、かつ、当該行政の簡素化等に係る負担の軽減が必要であると認めたときは、遅滞なく、その旨を当該地方公共団体に通知するものとする。

4 前項の規定による通知をした場合において、当該繰上償還に係る資金が法第三十三条の九第一項に規定する旧簡易生命保険資金（次項において「旧簡易生命保険資金」という。）であるときは総務大臣は独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管・郵便局ネットワーク支援機構に対し、当該繰上償還に係る資金が同条第一項に規定する旧公営企業金融公庫資金（次項において「旧公営企業金融公庫資金」という。）であるときは総務大臣及び財務大臣は地方公共団体金融機構に対し、それぞれ、遅滞なく、当該通知に係る地方公共団体の繰上償還に応ずるよう要請するものとする。

5 第二項の規定による通知を受けた地方公共団体は、繰上償還の額、繰上償還の期日その他の繰上償還を行うために必要な事項を記載した申請書を、当該繰上償還に係る資金が法第三十三条の九第一項に規定する旧資金運用部資金である場合にはあつては財務大臣に、当該繰上償還に係る資金が旧簡易生命保険資金である場合にはあつては独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管・郵便局ネットワーク支援機構に、当該繰上償還に係る資金が旧公営企業金融公庫資金である場合にはあつては地方公共団体金融機構に、それぞれ提出するものとする。
(北海道に関する特例)

第九条 令和二年度から令和四年度までの各年度における第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条第一号イ中「並びに特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額並びに地方交付税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二号）第三条の規定による改正前の法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができる」ととされた地方債（次号から第五号までにおいて「臨時財政対策債」という。）の額」と、同条第二号中「及び特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額及び臨時財政対策債の額」と、同条第三号から第五号までの規定中「並びに特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額並びに臨時財政対策債の額」とする。

令和五年度から令和七年度までの各年度における第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条第一号イ中「並びに特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額並びに法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができる」ととされた地方債（次号から第五号までにおいて「臨時財政対策債」という。）の額」と、同条第二号中「及び特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額及び臨時財政対策債の額」と、同条第三号から第五号までの規定中「並びに特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額並びに臨時財政対策債の額」とする。

（令和二年度及び令和三年度における標準的な規模の収入の額の特例）

第十一条 令和二年度及び令和三年度における第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

号四第		号三第		号二第		口号一第		から同条	
同条	四条	税 及び森林 環境譲与	同条 四条	同法第十 四条	合算額 から	四条 同法第十 二十六 年法 (昭和二 十五年法 第二百六 十)	地方税法 十五年法 第二百六 十)	税法第十 四条	地方交付 税法
読替え後の方 方交付税法第 十四条	読替え後の方 方交付税法第 十四条	読替え後の方 方交付税法第 十四条	読替え後の方 方交付税法第 十四条	読替え後の方 方交付税法第 十四条	に特定付 見込額を加 算した額か ら	読替え後の方 方交付税法第 十四条	読替え後の方 方交付税法第 十四条	合算額から 特定付 見込額を控除 した額	合算額から 特定付 見込額を控除 した額
読替え後の方 方交付税法第 十四条	読替え後の方 方交付税法第 十四条	読替え後の方 方交付税法第 十四条	読替え後の方 方交付税法第 十四条	読替え後の方 方交付税法第 十四条	に特定付 見込額を加 算した額か ら	読替え後の方 方交付税法第 十四条	読替え後の方 方交付税法第 十四条	合算額から 特定付 見込額を控除 した額	合算額から 特定付 見込額を控除 した額

令和五年度における赤字により起債許可団体		税 環 境 譲 与 特 別 付 交 通 安 全 対 策	基 準 財 政 收 入 額	第一項	第二項	第三項
二年政令令 第十六号)	則第七条の二の規定により読み替え られた同令			地方自治法施行令第二百十条の十二	第七条の二第二項及び第七条の三第一項に規定する算定方法におけるむね 準する算定方法により加算した額がある場合には当該額に相当する額を控除した額とし り控除した額がある場合には当該額に相当する額を加算した額とする。)	
税 環 境 譲 与 特 別 付 金	、森林環境譲与税及び交通安全対策	及び森林				

一 農地又は採草放牧地の権利の移動についての農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三条第一項の農業委員会の許可に要す

この政令は、公布の日から施行する。
附 則（昭和三九年三月三〇日政令第四
六号）

この政令は、公布の日から施行する。
附 則（昭和五一年五月一五日政令第
一五号）

一 農地又は採草放牧地の権利の移動についての農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三条第一項の農業委員会の許可に要する経費

二 農地の転用についての農地法第四条第一項の都道府県知事等（同項に規定する都道府県知事等をいう。次号において同じ。）の許可に要する経費

三 農地又は採草放牧地の転用のための権利の移動についての農地法第五条第一項の都道府県知事等の許可に要する経費

四 農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等についての農地法第十八条第一項の都道府県知事の許可に要する経費

五 土地の状況等に関する農地法第五十条の農業委員会の報告に要する経費

この政令は、公布の日から施行する。
附 則（昭和三九年三月三〇日政令第四
六号）

この政令は、公布の日から施行する。
附 則（昭和五一年五月一五日政令第
一五号）

この政令は、公布の日から施行する。
附 則（昭和三九年三月三〇日政令第四号）
この政令は、昭和三十九年四月一日から施行する。
附 則（昭和四〇年二月一一日政令第一号）
（施行期日）
附 則（昭和四〇年三月一九日政令第五号）
（施行期日）
この政令は、法の施行の日（昭和四十年四月一日）から施行する。
附 則（昭和四〇年三月一九日政令第五号）
（施行期日）
この政令は、昭和四十年四月一日から施行する。
附 則（昭和四一年五月一六日政令第一号）
この政令は、昭和四一年五月一日から施行する。
附 則（昭和四一年五月一六日政令第一号）
この政令は、公布の日から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。
附 則（昭和五年五月一五日政令第
一五号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五一年五月一日政令第一五号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五一年二月二一日政令第三一七号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五二年一二月二三日政令第三二六号）

この政令は、昭和五十三年四月一日から施行する。

この政令は、昭和五十二年度以前において行われた公算賛
技に係る地方財政法第三十二条の二の規定によ
り納付すべき納付金については、なお従前の例
による。

附 則（昭和六〇年六月七日政令第一一八号）抄

この政令は、公布の日から施行する。
附 則（昭和五年五月一五日政令第
一五号）
この政令は、公布の日から施行する。

六 例 よ 競 行 第 第 一

-

第十四条 令和六年度における第二十二条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条中「第十三条各号」とあるのは、「附則第九条第一項及び第十一条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。
第十五条 令和七年度及び令和八年度における第二十二条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条中「第十三条各号」とあるのは、「附則第九条第二項及び第十二条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。
第十六条 令和九年度以後における赤字により起債許可団体となる額の特例
第十七条 法第十条の四第七号に掲げる経費のうち地方公共団体が負担すべき経費、当分の間、地方公共団体が負担するものは、次に掲げるものとする。

附則（昭和三五年八月一四日政令第一九号）この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和一九年七月一日政令第一八号）この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和三一年二月二一日政令第一二号）この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和三五年六月三〇日政令第一八五号）この政令は、自治序設置法の一部を改正する法律の施行の日（昭和三十五年七月一日）から施行する。

附則（昭和三五年七月一九日政令第二一〇号）抄
（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中地方財政法施行令第十二条の改正規定は昭和三十五年九月一日から、同令第十六条の次に二条を加える規定は昭和三十六年四月一日から施行する。

附則（昭和三六年九月二七日政令第三一二号）

三	令第一条から第七条までに係る改正規定（第一条の二第一項中に加える改正規定を除く。）、令第八条の改正規定（法第二十四条第一項）を「法第二十四条第一項」に改める部分（第一項を除く。）、令第十八条の二、第十九条第二十五条、第二十八条第二項及び附則第十一項の改正規定並びに附則第三条第二項から第四項まで、第四条、第五条、第十条及び第十一条の規定
1	昭和四十二年四月一日
	附 則（昭和四一年八月一〇日政令第二八四号）抄
	この政令は、公布の日から施行する。
1	（昭和四四年三月一八日政令第二六号）抄
	この政令は、昭和四十四年四月一日から施行する。
附 則（昭和四五年四月三〇日政令第一〇二号）抄	この政令は、公布の日から施行する。
附 則（昭和五〇年三月二二日政令第二二号）	この政令は、公布の日から施行する。
附 則（昭和五一年三月一〇日政令第二五	

改正後の地方財政法施行令第十七条の二第一項第一号中「十億円」とあるのは「八億円」と、「収益額」の額から当該年度の公営競技の売上額の合計額（当該合計額が二百億円を超えるときは、二三億円とする。）に当該年度の収益率（当該年中における公営競技の収益の額の売上額の合計額に対する割合をいう。）を乗じて得た額の二分の一に相当する額を控除した額（以下この項において「納付限度額」という。）を超えるときは、当該納付限度額とあるのは「収益の額を超えるときは、当該収益の額」と、同条第六項中「十億円」とあるのは「八億円」とする。

附 則
(平成五年八月四日政令第二七三号)

この政令は、平成五年十月一日から施行する。

附 則
(平成七年四月二八日政令第一一七号)

この政令は、公布の日から施行する。

改正後の第十七条の二の規定は、平成八年四月一日以後に行われる公営競技に係る地方財政法第三十二条の二の規定により納付すべき納付金について適用し、同日前に行われた公営競技

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二一年三月三一日政令第一)

(地方財政法施行令の一部改正に伴う経過措置)

O(〇号) 抄

第一条 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

(地方財政法施行令の一部改正に伴う経過措置)

F(第十三条) 前条の規定による改正後の地方財政法

施行令第十三条の規定は、平成二十一年度以後

の年度における同条の規定による額の算定につ

いて適用し、平成二十年度以前の年度における

同条の規定による額の算定については、なお従

前の例による。

附 則 (平成二一年三月三一日政令第一)

(施行期日)

O(〇号) 抄

第一条 この政令は、平成二十一年四月一日から

施行する。

(地方財政法施行令の一部改正に伴う経過措置)

F(第十三条) 前条の規定による改正後の地方財政法

施行令第十三条の規定は、平成二十一年度以後

の年度における同条の規定による額の算定につ

いて適用し、平成二十年度以前の年度における

同条の規定による額の算定については、なお従

前の例による。

附 則 (平成二一年三月三一日政令第一)

(施行期日)

O(〇号) 抄

第一条 この政令は、平成二十一年四月一日から

施行する。

(地方財政法施行令の一部改正に伴う経過措置)

F(第十三条) 前条の規定による改正後の地方財政法

施行令第十三条の規定は、平成二十一年度以後

の年度における同条の規定による額の算定につ

いて適用し、平成二十年度以前の年度における

同条の規定による額の算定については、なお従

前の例による。

附 則 (平成二一年三月三一日政令第一)

(施行期日)

O(〇号) 抄

第一条 この政令は、平成二十一年四月一日から

施行する。

(地方財政法施行令の一部改正に伴う経過措置)

F(第十三条) 前条の規定による改正後の地方財政法

施行令第十三条の規定は、平成二十一年度以後

の年度における同条の規定による額の算定につ

いて適用し、平成二十年度以前の年度における

同条の規定による額の算定については、なお従

前の例による。

附 則 (平成二一年三月三一日政令第一)

(施行期日)

O(〇号) 抄

第一条 この政令は、農地法等の一部を改正する

法律(以下「改正法」という。)の施行の日

(平成二十一年十二月十五日)から施行する。

(地方財政法施行令の一部改正に伴う経過措置)

F(第十三条) 改正法附則第四条第二項及び第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における前条の規定による改正前の地方財政法

施行令附則第十七条第六号に掲げる法

規則による改正する農業委員会の承認又は裁定に要する経費及び同条第七

号に規定する都道府県知事の許可に要する経費

については、なお従前の例による。

附 則 (平成二二年三月三一日政令第四)

(施行期日)

O(六号) 抄

第一条 この政令は、平成二十二年四月一日から

施行する。

(地方財政法施行令の一部改正に伴う経過措置)

F(第十三条) 第一条の規定による改正後の地方財政法

施行令の規定は、平成二十四年度の地方債から

正規定に限る。)、第三条から第十一条までの規

定及び第十二条の規定(総務省組織令第六十条第八号の改正規定を除く)は、同年六月一日から

施行する。

附 則 (平成二二年四月三〇日政令第一)

(施行期日)

O(三〇号) 抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

(国の負担又は補助に関する経過措置)

F(第二条) 第一条、第五条、第六条、第八条、第九

条、第十二条及び第十四条から第十六条までの規

定による改正後次の次に掲げる政令の規定は、

平成二十一年度以降の年度の予算に係る国の負

担又は補助(平成二十一年度以前の年度の国庫債

務負担行為に基づき平成二十一年度以降の年度

に支出すべきものとされた国の負担又は補助を

除く)について適用し、平成二十一年度以前の

年度の予算に係る国の負担又は補助で平成二十

一年以降の年度に繰り越されたもの及び平成二十

一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき

平成二十一年度以降の年度に支出すべきものと

された国の負担又は補助については、なお従

前の例による。

附 則 (平成二二年四月三〇日政令第一)

(施行期日)

O(三〇号) 抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

(国の負担又は補助に関する経過措置)

F(第二条) 第一条、第五条、第六条、第八条、第九

条、第十二条及び第十四条から第十六条までの規

定による改正後次の次に掲げる政令の規定は、

平成二十一年度以降の年度の予算に係る国の負

担又は補助(平成二十一年度以前の年度の国庫債

務負担行為に基づき平成二十一年度以降の年度

に支出すべきものとされた国の負担又は補助を

除く)について適用し、平成二十一年度以前の

年度の予算に係る国の負担又は補助で平成二十

一年以降の年度に繰り越されたもの及び平成二十

一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき

平成二十一年度以降の年度に支出すべきものと

された国の負担又は補助については、なお従

前の例による。

(地方財政法施行令の一部改正に伴う経過措置)

F(第二条) 第一条の規定による改正後の地方財政法

施行令の規定は、平成二十四年四月一日から

施行する。

(地方財政法施行令の一部改正に伴う経過措置)

F(第二条) 第一条の規定による改正後の地方財政法

施行令の規定は、平成二十四年四月一日から

施行する。

附 則 (平成二二年三月三一日政令第一)

(施行期日)

O(六号) 抄

第一条 この政令は、平成二十二年三月三一日から

施行する。

(地方財政法施行令の一部改正に伴う経過措置)

F(第二条) 第一条の規定による改正後の地方財政法

施行令の規定は、平成二十四年四月一日から

施行する。

附 則 (平成二二年三月三一日政令第一)

(施行期日)

O(六号) 抄

第一条 この政令は、平成二十二年三月三一日から

施行する。

(地方財政法施行令の一部改正に伴う経過措置)

F(第二条) 第一条の規定による改正後の地方財政法

施行令の規定は、平成二十四年四月一日から

施行する。

附 則 (平成二二年三月三一日政令第一)

(施行期日)

O(六号) 抄

第一条 この政令は、平成二十二年三月三一日から

施行する。

(地方財政法施行令の一部改正に伴う経過措置)

F(第二条) 第一条の規定による改正後の地方財政法

施行令の規定は、平成二十四年四月一日から

施行する。

(施行期日)

F(第二条) 第一条の規定による改正後の地方財政法

施行令の規定は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第二条中地方財政法施行令附則第二条第六項の改正規定、同項を同条第七項とする改正規定及び同条第五項の次に一項を加える改正規定並びに附則第三条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(地方財政法施行令の一部改正に伴う経過措置)

F(第二条) 第二条の規定による改正後の地方財政法

施行令の規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

1 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成三〇年三月三〇日政令第九）

（施行期日）抄
○号

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（平成三一年三月二九日政令第八）

（施行期日）抄
七号

（施行期日）抄
〇号

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

（地方財政法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第九条 平成三十年度以前の年度における地方財政法第五条の三第四項第一号に規定する標準的な規模の収入の額の算定については、第四条の規定による改正後の地方財政法施行令（次項において「新地方財政法施行令」という。）第十一条の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

施行日から令和元年九月三十日までの間ににおける新地方財政法施行令附則第十条から第十三条までの規定の適用については、新地方財政法施行令附則第十条の表第一号イの項、第十一条の表第一号イの項及び第十二条の表第一号イの項中「及び地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下において「平成二十八年地方税法等改正法」という。）第九条の規定による廃止前の」とあるのは、「及び」、「平成二十八年地方税法等改正法附則第三十七条の規定による改正前の地方交付税法」とあるのは、「地方交付税法」と、新地方財政法施行令附則第十三条の表第一号イの項中「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下において「平成二十八年地方税法等改正法」という。）第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号。以下において「廃止前暫定措置法」という。）第三十九条又は平成二十八年地方税法等改正法附則第三十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法」とあるのは、「地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）」とする。

(施行期日) **八号** 抄
第一条 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。
(地方財政法施行令の一部改正に伴う経過措置)
第三条 第二条の規定による改正後の地方財政法施行令第十三条の規定は、平成三十一年度以後の年度における地方財政法第五条の三第四項第一号に規定する標準的な規模の収入の額の算定について適用する。
附 則 (平成三十一年三月二九日政令第八九号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、平成三十一年十月一日から施行する。ただし、附則第三条、第四条、第六条及び第七条(地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令)(平成三十年政令第二百一十六号)第九条(見出しを含む)の改正規定に限る。の規定は、公布の日から施行する。
附 則 (平成三十一年三月二九日政令第九〇号)
この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。
附 則 (令和元年六月二一日政令第三二号) 抄
(施行期日)
第一条 この政令は、日本国の自衛隊とフランス共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の効力発生の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 略
二 附則第十条の二の二第八項、第十二条の四第四項第一号イからハまで及び第五項、第十五条第二項から第五項まで並びに第三十三条第四項第一号イからハまで及び第五項の改正規定並びに附則第三条から第十二条までの規定
定 公布の日
附 則 (令和二年一月二九日政令第一五号)
この政令は、港湾法の一部を改正する法律の施行の日(令和二年二月十四日)から施行する。

1 (施行期日)
この政令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和二年三月三一日政令第一〇八号）抄
この政令は、公布の日から施行する。

附 則（令和三年三月三一日政令第一一一号）抄
この政令は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和三年七月二日政令第一九五号）抄
（施行期日）
この政令は、令和三年九月一日から施行する。

附 則（令和四年三月三一日政令第一三二号）
この政令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和五年三月三一日政令第一三一号）
この政令は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和六年三月三〇日政令第一三五号）
この政令は、令和六年四月一日から施行する。

附 則（令和六年三月三〇日政令第一三九号）
この政令は、令和六年四月一日から施行する。